

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（その1）

2 貸付物件

別紙「貸付物件一覧表（その1）」のとおり。 ※ 物件番号ごとに募集する。

3 貸付期間

(1) 物件番号05-01-11、05-01-12以外

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

(2) 物件番号05-01-11、05-01-12

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

4 自動販売機の設置日及び撤去日

貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、郡山市は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。

5 その他

(1) 物件番号05-01-01の内、開成山弓道場、開成山陸上競技場と物件番号05-01-04、05-01-05（開成山野球場）、05-01-06、05-01-07（郡山総合体育館）の施設は、令和5年度及び令和6年度において、施設の改修工事を予定しており、施設によっては工事に伴う休館期間が生じる見込みであることに留意すること。なお、施設の休館が30日以上連続した場合は、別紙「公有財産有償貸付契約書」に基づいて賃貸料を日割計算して減額し、返還することとなる。

(2) 物件番号05-01-11及び05-01-12（郡山市民文化センター）に設置する自動販売機で販売する飲料の容器は、蓋付のもののみとすること。

(3) その他の事項については、別紙「物件調書」及び「共通仕様書」のとおりとする。

(4) 付加機能に災害救援機能を搭載した自動販売機については、別紙「特記仕様書」のとおりとする。

(5) 契約に当たっては、別紙「公有財産有償貸付契約書」の内容を遵守すること。

(6) 不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課（電話：024-924-2051）まで問い合わせること。